



=簡易書留=

複写

〒464-0075

愛知県名古屋市千種区内山3-28-2

KS千種ビル6階F

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦 市郎 様



326-60-08789-1

〒137-8799

東京都江東区新砂2-4-23

日本郵便株式会社 新東京郵便局

複写

複写

複写

複写

複写



複写



受付通番：2018102315343600100000 号

平成30年10月23日

〒500-8804

岐阜市京町2丁目2番地 端元ビル2階

端元博保法律事務所

株式会社アイエーシーインターナショナル代理人

弁護士 池田智洋様

〒464-0075

名古屋市千種区内山三丁目28番2号 KS千種ビル6階F

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 事務局長 野澤厚美

電話 052-734-8107

FAX 052-734-8108

差止請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、平成30年6月19日付申入書により、貴職に対し、貴社が使用されている「特約条項」第6条につき、消費者契約法上問題がある旨を指摘し、申入れをしました。しかし、貴職からは、同年8月2日付「ご回答」において、当法人申入れの条項につき、特に異存は存しないとされながらも、貴社が株式会社ブロードリーフのシステムを採用し、そのシステムの一環として作成した契約書を使用していることを理由に、本件申入れは容赦して欲しい旨回答しておられます。

そこで、当法人は、貴職に対し、消費者契約法第41条第1項の請求として、本差止請求書を差し出します。

本書が到達した時から1週間を経過した後は、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第12条、第41条以下に定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社の対応をご回答下さい。

なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

敬具

第1 請求の要旨

当法人は、貴社に対し、貴社が、消費者との間で自動車の販売を勧誘、売買契約を締結するに際し、下記1及び2の趣旨の条項を含む契約の勧誘、締結を行わないこと、同内容が記載された書面、電子データを破棄すること及びこれらを貴社内で周知徹底させる措置をとることを請求する。

記

- 1 「自動車が中古車である場合、価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議を述べず、また甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。」等、貴社の瑕疵担保責任の全部を免除する契約条項
- 2 「乙は、自動車の引渡時に、その外観、装備等につき瑕疵がないことを確認するものとし、何らかの瑕疵がある場合は、引渡を終了した後は異議を述べることができないものとします。」等、貴社の瑕疵担保責任の全部を免除する契約条項

第2 紛争の要点

- 1 「自動車が中古車である場合、価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議を述べず、また甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。」との条項
 - (1) 貴社が使用する特約条項第6条第1項には、「自動車が中古車である場合、価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議を述べず、また甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。」と記載されています。
 - (2) しかし、同項後段の、「甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。」との記載は、何らの限定がなく、貴社の瑕疵担保責任の全部を免除するものであり、消費者契約法第8条第1項第5号に抵触します。
 - (3) 貴職は、上記「ご回答」において、本条項が対象とすることを予定しているのは、登録年数、走行距離などの情報により一般人が推測できる通常の瑕疵であって、深刻な瑕疵はこれに当たらないので消費者契約法第8条第1項第5号に抵触しない旨述べておられます。その趣旨は、「価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生ずる性能劣化、外形上の傷」を指すものと理解できます。しかし、法律上、「瑕疵」とは、「その物が通常有すべき品質、性能を有していないこと」

をいい、極めて広範囲なものを含む概念であり、上記条項からは、必ずしも、「価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生ずる性能劣化、外形上の傷」を指すものと一義的に理解できません。

貴職が主張されるような趣旨であるとするれば、条項前段の、「通常生ずる瑕疵」との記載を、「通常生ずる性能劣化、外形上の傷」と改める必要があります。このように改められない限り、消費者契約法第8条第1項第5号に抵触します。

2 「乙は、自動車の引渡時に、その外観、装備等につき瑕疵がないことを確認するものとし、何らかの瑕疵がある場合は、引渡を終了する前に告知するものとし、引渡を終了した後は異議を述べることができないものとし、」との条項

(1) 貴社が使用する特約条項第6条第2項で、消費者に、引渡時に、外装、装備等につき確認及び貴社への告知義務を課すとともに、「何らかの瑕疵がある場合は、引渡を終了した後は異議を述べることができないものとし、」と書かれています。

(2) しかし、この記載からは、隠れた瑕疵がある場合も、貴社が責任を負わないかのように読めます。しかし、そうだとすると、本条項は、貴社の瑕疵担保責任の全部を免除するものであり、消費者契約法第8条第1項第5号に抵触します。

(3) 貴職は、上記「ご回答」において、同条項につき、「外観、装備等という、見聞が可能な部分において、顧客が充分発見できる瑕疵については」「申告された瑕疵以外、瑕疵としない。」というものであり、隠れたる瑕疵には適用されないので、消費者契約法第8条第1項第5号には抵触していないと述べておられます。しかし、上記特約条項の記載からは、必ずしも、隠れたる瑕疵がある場合を除外するようには読み取れず、消費者が、貴社に隠れたる瑕疵についての責任を追及できないと誤解するおそれがあります。

したがって、貴職が主張されるような趣旨であるとするれば、条項に隠れたる瑕疵については除くことを明記する必要があります。

明記しない限り、消費者契約法第8条第1項第5号に抵触します。

3 結び

よって、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第12条第3項に基づき、請求の要旨記載の請求をします。



第3 訴えを提起する予定の裁判所
名古屋地方裁判所

複写

以上

複写

複写

複写

複写

複写

差出人 〒464-0075
愛知県名古屋市千種区内山3-28-2 KS千種ビル6階F
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
受取人 〒500-8804
岐阜県岐阜市京町2丁目2番地 端元ビル2階端元博保法律事務所
株式会社アイエーシーインターナショナル代理人

理事長 杉浦 市郎

弁護士 池田 智洋 様

複写



郵便認証司
30. 10. 23

この郵便物は平成30年10月23日
第 12468231786 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：2018102315343600100000 号

新 東 京
30. 10. 23
12-18

